

ご利用者の介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
基本的に係る費用	・サービス利用料金 (単位)	573	641	712	780	847	
	・サービス提供体制加算 I (単位) 注1			22			
	・看護体制加算 I (単位)			4			
	・夜勤職員配置加算 (単位)			13			
	・介護職員処遇改善加算 (単位) 注2	51	56	62	68	74	
	・介護職員等特定処遇改善加算 (単位) 注3	17	18	20	22	24	
	合計単位	680	754	833	909	984	
	上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.14円) : (円)	1割負担額	689	764	844	921	997
		2割負担額	1,379	1,529	1,689	1,843	1,995
		3割負担額	2,068	2,293	2,533	2,765	2,993
・居室に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)	個室 1,171					
	・第3段階	個室 820					
	・第2段階	個室 420					
	・第1段階	個室 320					
・食費に係る自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)	1,392					
	・第3段階	650					
	・第2段階	390					
	・第1段階	300					
・1日あたりに係る費用 (円)	居室の形態	個室	個室	個室	個室	個室	
	・第4段階 (標準)	3,252	3,327	3,407	3,484	3,560	
	・第4段階 (2割負担)	3,942	4,092	4,252	4,406	4,558	
	・第4段階 (3割負担)	4,631	4,856	5,096	5,328	5,556	
	・第3段階	2,159	2,234	2,314	2,391	2,467	
	・第2段階	1,499	1,574	1,654	1,731	1,807	
《基本的費用の概算》	・第1段階	1,309	1,384	1,464	1,541	1,617	
	該当する場合に係る費用	・初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30
		・入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				246
		・日常生活継続支援加算 (単位)	利用者の介護度比率・職員の資格取得状況により算定。				36
		・療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6
		・経口移行加算 (単位)	医師の指示に基づき、経口摂取のための栄養管理を行ったとき。				28
・褥瘡マネジメント加算 (単位)		褥瘡発生リスクに対し褥瘡管理を実施したとき。1か月に1回				3	
・看取り介護加算1 (単位)		死亡日以前31日以上45日以下。				72	
・看取り介護加算2 (単位)		死亡日以前4日以上30日以下。				144	
・看取り介護加算3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。				680		
・看取り介護加算4 (単位)	死亡日。				1,280		
・安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。				20		
・介護職員処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 83/1,000 が加算されます。		
・特定処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 27/1,000 が加算されます。		
1か月(30日)に係る費用		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
《基本的に係る費用の概算》		個室	個室	個室	個室	個室	
自己負担額 (円)	・第4段階 (標準)	97,555	99,851	102,248	104,543	106,807	
	・第4段階 (2割負担)	118,220	122,812	127,606	132,197	136,724	
	・第4段階 (3割負担)	138,885	145,773	152,964	159,851	166,641	
	・第3段階	64,765	67,061	69,458	71,753	74,017	
	・第2段階	44,965	47,261	49,658	51,953	54,217	
	・第1段階	39,265	41,561	43,958	46,253	48,517	
理美容サービス (実費) の価格表 (円: 税込み)		調髪	調髪 + 顔そり	顔そりのみ	毛染め (調髪込み)	パーマ (調髪込み)	
		1,500	1,800	500	3,800	4,200	

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。(介護福祉士が6割以上の場合には18単位、5割以上6割未満の場合には12単位になります。)

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 83/1,000を乗じます。

注3 介護職員等特定処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 27/1,000を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。